

事 務 連 絡  
平成 1 5 年 3 月 1 6 日

各 検 疫 所 長 殿

検 疫 所 業 務 管 理 室 長

ハノイ・香港等における原因不明の重症急性呼吸器症候群の集団発生  
に伴う検疫所における情報提供について

標記について、平成 1 5 年 3 月 1 4 日付け事務連絡にてWHOが示した当該疾患の報告基準について結核感染症課長より都道府県等あての通知を情報提供したところですが、昨日、WHOが報告基準を改正し、これに伴い結核感染症課長より報告基準の改正通知が別添のとおり通知されました。

検疫所における情報提供については、同事務連絡によりお願いしたところですが、報告基準の改正により提供内容が一部変更となりましたので、別紙内容について、出入国ロビー周辺へのポスター掲示及び検疫ブース周辺におけるアナウンスによる情報提供をお願いします。

また、本邦に到着する航空機内における情報提供についても、航空会社等の協力を得ながら実施するよう併せてお願いします。

インドネシア、カナダ、シンガポール、タイ、中国、香港、フィリピン、ベトナムへ旅行される（された）方へ

インドネシア、カナダ、シンガポール、タイ、中国、香港、フィリピン、ベトナム地域において、原因不明の重症急性呼吸器症候群が発生しております。

病気の原因についてWHO等が現在調査中ですが、帰国後、次の症状がでたら、すぐに医療機関で受診してください。

また、受診の際は、旅行先での状況をお伝えください。

なお、ご不明な点は検疫官にご相談ください。

2月1日以降に重症急性呼吸器症候群が発生している地域（インドネシア、カナダ、シンガポール、タイ、中国、香港、フィリピン、ベトナム）を旅行した方で以下の症状を呈した場合

- ・ 38度以上の急な発熱
- ・ 咳、息切れ、呼吸困難感などの呼吸器症状